

船舶事故調査報告書

平成31年2月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成30年9月10日 10時00分ごろ～13時05分ごろの間）
発生場所	宮城県石巻市新山浜漁港南方沖 <small>にいやはま</small> <small>りくぜんえのしま</small> 陸前江島灯台から真方位215° 5.4海里（M）付近 （概位 北緯38° 19.5′ 東経141° 31.6′）
事故の概要	漁船不動丸は、船長が死亡し、船体が二つに折れて大破した。
事故調査の経過	平成30年9月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 不動丸、1.5トン MG3-51772（漁船登録番号）、牡鹿漁業協同組合 7.92m（Lr）×2.14m×0.84m、FRP ガソリン機関（船外機）、80kW（動力漁船登録票による）、平成22年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年12月15日 免許証交付日 平成29年5月24日 （平成34年8月18日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船体が全壊（全損）
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東北東、風力 6、視界 良好 海象：波向北西、波高約2～3m、水温 約22℃ 日出時刻：05時14分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、たこ籠漁を行う目的で、平成30年9月10日05時00分ごろ僚船数隻と共に新山浜漁港（以下「本件漁港」という。）を出港した。 僚船の船長は、10時ごろ帰航する際、本件漁港の南方沖約500mの岩場にある漁場において、船長が本船上で作業をしているのを見掛け、声を掛けた際、異状を認めなかったものの、11時を過ぎてても

	<p>本船が帰港しないので心配になり、所属する牡鹿漁業協同組合（以下「本件組合」という。）の担当者に連絡した。</p> <p>本件組合の担当者は、本件組合所属の漁船2隻で捜索することを決定し、12時00分ごろ石巻市鮎川漁港を出港し、本件漁港沖で僚船1隻と会合し、12時30分ごろから3隻で本船が最後に目撃された場所付近の捜索を開始した。</p> <p>本件組合の組合員は、2隻が出港した後、海上保安庁に本船が帰港しない旨の通報を行った。</p> <p>本件組合の担当者は、13時05分ごろ、漁場近くの岩場で船体が二つに折れ、大破した本船を発見し、本件組合に連絡した後、通報により間もなく駆けつけた航空機及び巡視船と共に周辺海域を捜索したが船長を発見できず、16時00分ごろ船体を引き揚げた後、時化が酷くなってきたので鮎川漁港に帰港した。</p> <p>本件組合の担当者は、時化が収まった後、ダイバーによる付近の海底の捜索を行ったところ、17日に船体を発見した場所の近くの海底に船外機及びバッテリーが沈んでいるのを認めた。</p> <p>本件組合の担当者は、18日まで本件組合の所属船で船長の捜索を継続したが、発見できなかった。</p> <p>船長は、10月8日11時57分ごろ、石巻市^{きんか}金華山灯台から真方位249°4.1M付近の海上でうつ伏せの状態に漂流していたところ、付近を航行していたプレジャーボートに発見され、海上保安庁により病院に搬送され、司法解剖及びDNA鑑定が行われた結果、本人と確認されたが死因は特定されなかった。</p> <p>船長は、11月14日に除籍された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船発見場所、写真2 本船損傷状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、ふだん、船長が1人で乗り組み、日出前に本件漁港を出港し、日出と同時に同漁港南方約500mの漁場でたこ籠漁を行った後、08時00分ごろに帰港していた。</p> <p>本船は、本件漁港から漁場へは、ふだん10分程度で到着していた。</p> <p>本船は、本事故当時、波高が約2～3mあったが、同程度の時化で出港することはあった。</p> <p>船長は、漁に出る際、常に携帯電話を携行していたが、発見された時、携帯電話を所持していなかった。</p> <p>本件組合担当者によれば、船長の健康状態は良好であったように見えた。</p> <p>船長は、発見時、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>不明</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 船長の死因は、不明であった。 本船は、波高約2～3mの波浪がある状況下、10日10時00分ごろ本件漁港南方沖の岩場にある漁場で僚船の船長に目撃された後、13時05分ごろ大破した状態で発見されたことから、この間において、船長が落水して死亡したものと考えられるが、目撃者がおらず、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、波高約2～3mの波浪がある状況下、船長が、操業中に落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正確な気象及び海象情報を早期に入手し、航行が危険と判断される場合は、出港を取りやめること。 ・ 救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

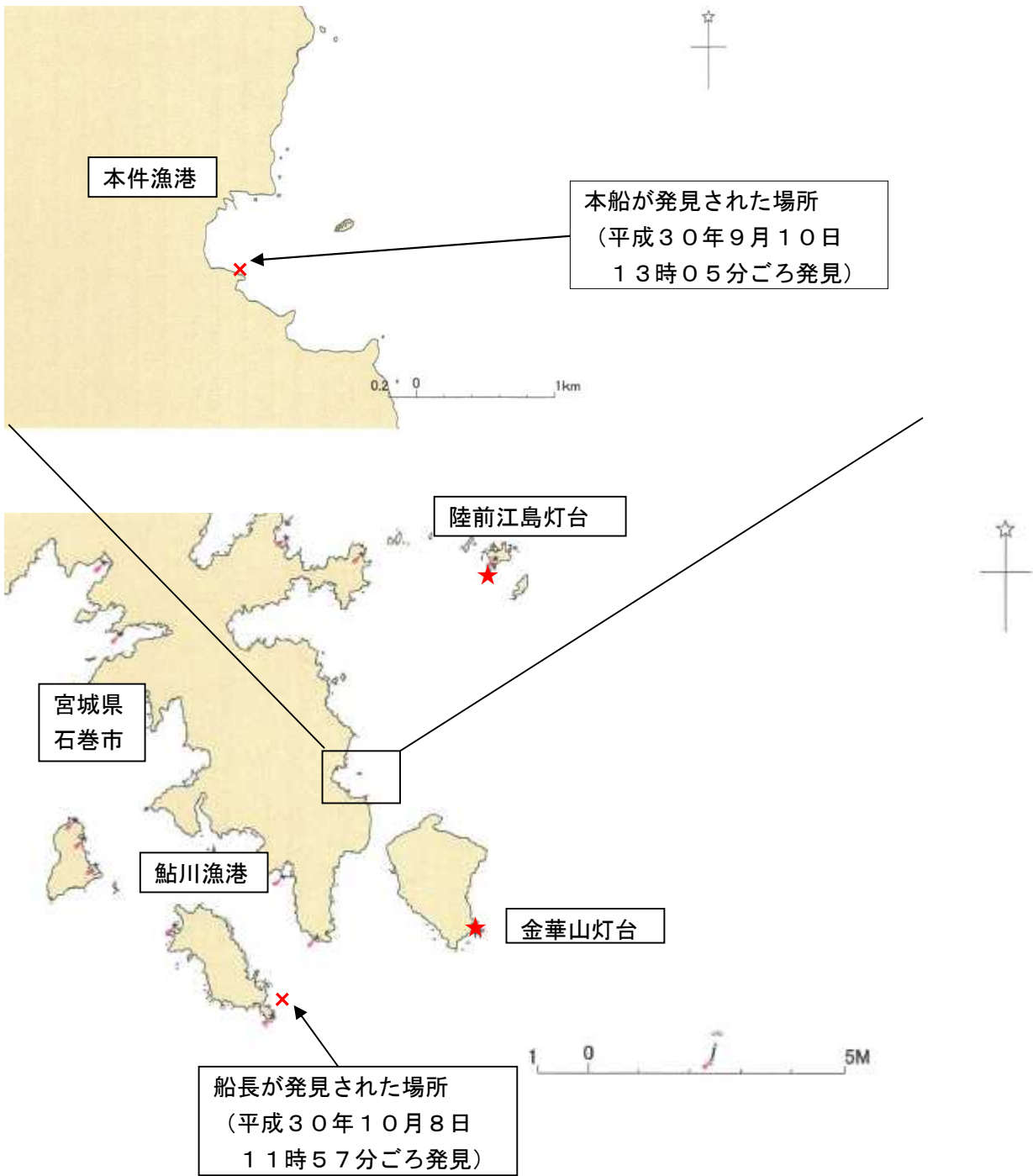


写真1 本船発見場所



写真2 本船損傷状況

